

辞める意思がない場合ははっきり伝える

Question 05

Q

就業後に課長に呼び出され、「今月一杯で辞めてくれないか」と言われました。あまりにも突然でしたので、気が動転して、「はい」といって帰りました。

私は、解雇されたのでしょうか。できればこれからも働きたいと考えています。

Answer 05

A

解雇とは、使用者の一方的な意思による労働契約の解除であり、通常、責任ある立場の者から「〇月〇日付けで解雇する」と明確に通告されることです。

この場合、「辞めてくれないか」という課長の発言の真意は分かりませんが、一般には「辞めて欲しい」といった発言は、いわゆる『退職の勧奨（使用者が労働者に退職を勧める行為。）』とみられなくもなく、したがって、辞める意思がない場合は、応じる必要はありません。

このように直属の上司の発言の場合は、まず、それが「会社の責任ある立場にある者からの通知なのか」、「発言の趣旨は解雇なのか退職勧奨なのか」を確認することが大切です。

あいまいな返事をしたり、そのまま出勤をしないでいたりすると、事実上退職勧奨を「了解した」と受け取られてしまうこととなりますので、注意する必要があります。すみやかに「辞めません」という意思を明確に伝えて、話し合いを求めてください。

なお、退職届の提出を求められ、自分の本心に基づかないで提出するような場合もありますが、このような退職届であっても、一旦受理された後は、相手側が本心でないことを知り、またはこれを知り得る事情があった場合を除いては、原則として無効となりません（民法93条）ので、会社を辞める意思がない場合は、上司にはっきりと自分の意志を伝える必要があります。